

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和元年5月13日)

開催日及び場所			平成31年3月15日（金曜日）農林水産省共用第6会議室		
委員			門伝明子（弁護士） 荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士）		
審議対象期間			平成30年10月1日～平成30年12月31日		
審議対象案件			87件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件			5 件 うち、1者応札案件2件 (抽出率7%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 - %)		
抽 出 案 件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	1 件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	3 件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	1 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし 		
[これらに対し部局長が講じた措置]					

意見・質問	回答等
1 輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業【整理番号50】 (業務概要) ○現在の輸入先国の代替を探すということだが、この代替のドイツ、フランス、ウクライナなど、その候補はどのような基準で選ばれるのか。 ○残留農薬の検査の結果、ちょっと残留農薬が多かった、あるいは、問題があってこれは輸入できないということがこれまでにあったか。 ○分析が難しい残留農薬のグループでは、過去の実績では分析機関が1者となっているようだが、そうであれば一般競争ではなく随意契約が効率的ではないか。 ○分析が難しいグループと容易なグループの残留農薬の分け方の基準は何か。	○現在、国内では、小麦の需要量の90%、年間約500万トン輸入しており、そのほとんどがアメリカ3銘柄、カナダ1銘柄、オーストラリア1銘柄の5銘柄を輸入している。 万が一、この5銘柄に不測の事態が生じた場合に備え、代替輸入の可能性のある国の小麦を事前を選定し、残留農薬の安全性検査を実施し、輸入先国の多元化を図るということがこの事業の目的である。 検査内容については、約600を超す残留農薬等の安全性検査について、分析が難しい残留農薬グループ、分析が容易な残留農薬グループとに分け、一般競争入札により検査機関を選定し、実施している。 ○100万トン以上を輸出している国をピックアップし、日本が今輸入しているアメリカ、カナダ、オーストラリアの小麦に品質が近い小麦を生産している国から選び、徐々にその対象国を変えながら、残留農薬の検査結果を確認している。 ○例えば、何度やっても安全性の基準をオーバーしてしまうなど、数年間やってだめなところは対象から落としながら、現在は12カ国ぐらいをやっている。 ○難しいグループでの分析可能な機関が実際には2者あり、より競争原理が働くように一般競争としている。 ○複数の分析業者にご協力いただき、分析の可否についてアンケートを実施し、その結果により残留農薬分析の困難・容易を決めている。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
2 輸入麦買入委託契約 食糧小麦アメリカ産ウエスタン・ホワイト【整理番号78】 (業務概要) ○例年、時期別の輸入小麦の需要というのは、同じようなものか。 ○指名競争の対象となりそうな業者というのは、指名資格審査調書に記載されている業者が国内での全ての業者ということか。 まだこのほかには指名できるような業者はいるのか。 ○当該契約は11者を指名しているということだが、毎回の応札者数というのは4者程度となっている。 契約が確実に履行できそうなところは全て指名しているということでもいいのか。 ○3年に1回資格審査を行うということだが、毎年審査を行うことにより、新規で参入したいところが柔軟に参加できる可能性もあると思うが、いかがか。	○国は食糧法に基づき国内産麦で量的または質的に満たせない需要分について、国家貿易によって外国産麦を計画的に輸入している。 この輸入に当たり、輸出国における麦の買い付けから、我が国の所定の引き渡し場所へ搬送するまでの業務、その他付随する業務を商社に委託するが、食糧の安定供給の確保という重要な業務であるため、一定の資産、信用、経験の要件を満たし、契約が確実に履行できると判断した者を有資格者とし、指名競争入札に付した上で、その落札者と契約を結んでいる。 ○小麦製品の需要が落ちる夏場など、時期によって若干の変動はあるが、平均すると月40万トン程度である。 ○現在、一定の要件をクリアして資格を付与されている有資格者は、総合商社、あるいは穀物系の専門商社12社である。 ○履行できそうなところということではなく、毎回の入札ごとに契約が確実に履行できる者全てを指名している。 ○資格自体は最大3年間有効であるが、毎年、1月末に定期審査を行い、新規参入者からの申請を受け付けている。またこの他、随時でも審査を受け付けるなど、柔軟に対応している。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
3 政府所有米穀の販売等業務委託契約（平成30年度25契約分）【整理番号82】 （業務概要） ○前回の25年の契約に基づく支払いでは不足したため、追加で支払うという内容は、もともとの契約で決まっていたのか、それとも改めて協議したのか。 ○受託事業体が米の在庫を多く持ち越したということだが、米をいつ、どれぐらい売るかというのは国が決めるということでのいいのか。 ○当初予定していた25年度契約分の今年度予算額が足りなくなったということ、要すれば今年度の上限額をオーバーしそうになったということでのいいのか。	○平成22年9月までは、国が国内米を約20万トン、外国から輸入するミニマムアクセス米（以下、MA米という。）を77万トン保管していた。 米の保管については、国が直接倉庫業者に保管・管理を委託し、その後に販売するとの仕組みであった。 平成22年10月から国が直接行う業務が縮小され、その際、民間3者の受託事業体に保管業務・品質管理業務等を委託する仕組みになった。 当該契約は、保管期間中の需給状況の変動により、在庫を多く繰り越したこと、予定以上の遠距離の運送の発生等により、掛かり増し経費が増加したことにより、同一受託事業体と、不足する経費について、再度、随意契約を行なったものである。 ○当初の契約書では、契約の改訂はできることになっているが、当該契約での予定額をオーバーするため、改めて国と商社の間で協議をした上で、新たに契約を結んだということである。 ○米の販売の時期・数量は国が決めている。 通常、受託事業体との契約は6年間のスパンで、各年必要な予算額の中で、需給に合わせて、国内米とMA米を保管や販売、これに係る手数料も含めて年間の予定を組んでいるが、前年度の需給の変動により販売が若干後ろ倒しとなり、翌年度への在庫の持ち越しが増加したため、今回このような契約が必要となった。 ○そのとおり。 前年度からの在庫の持ち越しが増加したため、今年度の上限額をオーバーする見込みとなったということである。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
4 輸入米穀買入委託契約 ・ タイ国産もち精米長粒種【整理番号32】 ・ アメリカ産うるち精米中粒種【整理番号77】 (業務概要) ○輸入米穀買入委託契約とは、そもそもどのようなものなのか、いわゆる買入契約とはどう違うのか。 ○MA米として輸入する米は、うるち精米やもち精米などの種類や、どの国から買うのかなどは、農水省が細かく決めて指定しているのか。	○農林水産省では、国際契約に基づく米のミニマム・アクセス数量の輸入を確実に履行するため、一定の資産信用や相当程度の穀物貿易の経験を有する輸入業者を競争入札の有資格者として選定し、指名競争入札により落札した者との間で輸入米穀に係る買入委託契約を締結した上、輸入を実施している。 ○農林水産省は入札を行った上で輸入業者と契約を締結する。輸入業者は穀物輸出業者から米を買い付けるとともに船の手配を行い、買い付けた米をその船に積んで日本に運送する。また、日本に到着後は、予め決められた港の倉庫にその米を荷揚げして搬入するという一連の業務を含んだ契約となっている。 なお、タイ国産もち精米については、入札の仕組みとしては同じであるが、数量的に規模が小さいため、本船ではなく海上コンテナにより輸入を行っている。 ○農水省が国内の需要等を踏まえ、うるち精米ともち精米、中粒種と長粒種といった種類を指定して輸入数量を決定している。

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。